

江東区個人情報保護法施行条例及び江東区個人情報保護審議会条例の 制定について

1 個人情報保護法の改正の概要

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに基づき「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）も改正された。

これまでの個人情報保護に関する法制度としては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律と、各地方公共団体が制定した個人情報保護条例がある。これらの制度間では個人情報の定義やデータ流通に関する規定や運用の方法が異なることから、今後のデータ利活用の支障となりうる不均衡、不整合を是正する必要があるため、3つの法律を1つの法律に統合するとともに、令和5年4月1日からは、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律で全国的な共通ルールが適用され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。

2 条例制定の理由

本区も個人情報保護法が直接適用されることとなるため、現行の江東区個人情報保護条例を廃止し、次の理由により2つの条例を制定する。

(1) 江東区個人情報保護法施行条例

改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとしている事項（開示請求に係る手数料等）について規定する必要があるため。

(2) 江東区個人情報保護審議会条例

開示請求等に対する審査請求の諮問機関として、江東区個人情報保護審議会の設置等について規定する必要があるため（現在は「江東区個人情報保護条例」の中で規定）。

3 条例案の概要

- (1) 江東区個人情報保護法施行条例
 - ・ 制定の趣旨について
 - ・ 用語の定義について
 - ・ 開示請求に係る手数料（費用負担）について
 - ・ 開示請求の手續及び期限について
 - ・ 訂正請求及び利用停止請求の手續について
 - ・ 江東区個人情報保護審議会への諮問について
 - ・ 規則への委任について
- (2) 江東区個人情報保護審議会条例
 - ・ 制定の趣旨について
 - ・ 審議会の設置及び組織について
 - ・ 審議会の調査審議の手續について
 - ・ 審議会の雑則について
 - ・ 規則への委任について

4 施行日

令和5年第1回定例会において提案し、同年4月1日施行予定

5 意見募集の実施

- (1) 実施期間 令和4年8月21日（日）～9月20日（火）
- (2) 周知方法 区報【令和4年8月21日号（通常号）】、区ホームページ、広報広聴課窓口、こうとう情報ステーション
- (3) 閲覧資料
（仮称）江東区個人情報保護法施行条例案の概要版
- (4) 意見の提出方法
郵送、ファックス、区ホームページ、広報広聴課窓口
- (5) 意見者数
1名（4件）

(6) 主な意見と区の考え方

番号	ご意見（要旨）	区の考え方
1	<p>（仮称）個人情報保護法施行条例（素案）の名称については、「個人情報保護条例」（素案）にすること。</p> <p>[理由]単なる法律の「施行条例」ではなく、現行条例の基本的理念を後退させることなく住民の個人情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢を明らかにするための名称にすること。その際、基本的人権の保障や、自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を明確に規定するよう求めます。</p>	<p>本区の個人情報保護条例については、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」の規定が地方公共団体に直接適用されることとなることから廃止する一方で、新たに法で条例に委任されている開示請求における手数料等を定める必要があるため、制定する条例の名称は「法施行条例」とします。</p>
2	<p>（素案）は「なお、現行条例において審議会への諮問事項としていた外部委託、外部（オンライン）結合等については、改正法において直接的な制限規定が存在せず、条例で諮問を要する旨を定めることも許容されないため、諮問事項から除外されることとなります。」となっているが、自治体の長が意思決定に際して審議会等の意見を聴くことは否定されないと考える。上記において問題が発生した場合の対応について同審議会が関与することが適切であると考えます。</p> <p>個人情報審議会においても今後の役割が議論されているようであるが、制約的に考えるのではなく、個人情報保護に寄与してきた観点から今後もその構成も柔軟に考え、どのような形態になるかはともかくその果たす役割がますます重要になると考える。</p>	<p>素案に記載のとおり、法では外部委託、外部（オンライン）結合等を制限する規定はなく、条例で審議会へ諮問を要する旨を定めることも許容されません。</p> <p>ただし、個人情報保護の観点から、安全管理措置の基準を定める場合等個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合は、今後も審議会に諮問することとします。</p>

3	<p>「要配慮個人情報」は漏えい等による権利利益の侵害の程度が大きく、大量の秘匿性の高い個人情報を扱う自治体にとって特に適正かつ慎重な取扱いが求められる。漏えいや不適正利用のリスクを最小化するため、できる限り収集しない責務を規定するとともに、行政内部における要配慮個人情報の慎重かつ適切な取扱いを条例に規定して注意喚起し、管理に万全を期すこと。</p>	<p>要配慮個人情報については、現行の条例と同様、法の施行後においても、条例に個別の規定はしないものの、法における安全管理措置を徹底し、要配慮個人情報を含む個人情報の管理に万全を期してまいります。</p>
4	<p>住民情報のオンライン結合について、デジタル化の進展により新たな漏洩やシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、「審議会」や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査や要請を行うことを条例に規定すること。</p> <p>オンライン結合にあたっては「審議会」や専門家による検証を行うとともに、結合先に対する調査や必要な対策の要請などができるよう、条例に規定すること。</p> <p>目的外利用や外部提供については、行政の恣意的判断に陥らずに客観性が反映されるよう、個人情報保護を所管する部署への報告を義務づけること。個人情報保護担当部署は今までの「審議会」での判断を参考に必要に応じて個人情報保護委員会の見解を聴き適否を助言するとともに、「審議会」に報告し有識者や住民の意見を聴く仕組みにすること。</p> <p>また目的外利用や外部提供が住民に可視化されるよう、個人情報ファイル簿等に目的外利用の内容や外部提供先を記載するとともに、サイト等で閲覧できるようにすべきである。</p>	<p>外部（オンライン）結合については、ご意見のとおり事故が発生した際のリスクも高いことから、条例による規制とは別のセキュリティ管理策を検討しています。</p> <p>目的外利用と外部提供については、今後も広報広聴課への報告を求めるとともに、定期的に審議会に報告することとします。</p> <p>個人情報ファイル簿については、利用目的や経常提供先を記載したものを区ホームページ等で公表することを検討しています。</p>